

## 広島県告示第四百四十七号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急病院として認定した。

平成二十一年四月三十日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
木阪病院	東広島市西条町土与丸一 二三五番地	平成二四年四月二九日	
		更新	